00966

鳥取縣公報

昭和十八年四月二十三日
第千四百二十七號
金曜日

目次

○告示
●國民體力管理醫選任……一頁
●耕地整理一人施行認可……七頁
●度量衡器計量器第一種取締執行……八頁
●公有水面埋立免許……九頁
●健康保險醫指定……九頁
○彙報
●警察に一段の拍車……一〇頁
●青少年團振興運動……二頁
●其の他……

告示

◇鳥取縣告示第二百十六號

國民體力法第九條ニ基キ國民體力管理醫ヲ左ノ通選任セリ

昭和十八年四月二十三日

鳥取縣知事　土肥米之

國民體力管理醫　地方技師　草野禎
同　同　石原巖
同　同　太田垣豊穂
同　防疫醫　林とく

昭和十八年度體力檢査國民體力管理醫

醫師　難波當卯
同　君野清三
同　大谷英立

本書ノ大キサハ國定規格A5判

鳥取縣公報　毎週曜日發行（休日ニ當ル時ハ翌日）
昭和十八年四月二十三日　第千四百二十七號
（昭和四年四月十五日　第三種郵便物認可）

同　酒井仁正

國民體力管理醫委囑

醫師　永井純三

同　石川一郎

同　西島義一

同　荒川俊三

同　廣江和一

同　藤田亀夫

同　乾勘治

同　野坂綱定

同　北岡信親

同　大西要

同　池淵貢

同　木下直幹

昭和十八年度體力檢査國民體力管理醫委囑

醫師　前田祐喜

同　岡垣明

同　小田規矩之助

同　近藤壽子

同　山本太郎

同　岡垣一

同　宇山芳郎

同　北浦保憲

同　竹田賢夫

同　小松延江

同　清水久雄

同　牧野眞人

同　中本太二

同　稲富一郎

同　松原堅

同　石河利三

同　野中德太郎

同　岡田司知

同　山本武雄

同　竹内愼治

同　佐古博愛

同　廣戸節三

同　錦織雄吉

同　高島義治

同　甲田楢之助

同　大淵三雄

同　脇田信一

同　木下正之

同　宮本敏夫

同　生田武夫

同　松浦龍

同　本間輝也

同　小島俊夫

同　井出守義

同　溝越光雄

同　三宅俊一郎

同　林昇

同　清原泰彬

同　田邊正雄

同　糸井重幸

同　金内四郎

同　岡村隆良

同　稲賀幸

同　渡邊正志

同　千代泰治

同　青木光雄

同　林秀藏

同　井崎精一

同　松島隨敬

同　北村正亮

同　小畑義治

同　松島宗敬

同　濱本信雄

同　渡邊藤太郎

同　山田政敏

同　岡田道壽

同　大久保久胤

同　戸田馬喜藏
同　安陪幸藏
同　森本藤太郎
同　岸良一
同　太田茂滿
同　下田美ヶ枝
同　西山良一
同　加藤謙
同　菊川定子
同　柿田正廣
同　岡田奏
同　西村亀治
同　村江正民
同　松井秀枝
同　小松邦太郎
同　近藤孝平
同　眞嶋啓治
同　堀内謙藏

同　庄司泰子
同　那須政男
同　阿曾三郎
同　岡田國藏
同　日野正三
同　田中敏夫
同　岸田輝雄
同　福永儀親
同　石田熙載
同　勝田類藏
同　前場慶次郎
同　藤川松治
同　松本權三郎
同　原田德藏
同　森茂
同　岸田規矩雄
同　伊藤勘助
同　本多正秋

同　安岡哲夫
同　中原衛貞
同　橋田篤
同　入江政治
同　太田幸雄
同　宮川博人
同　上田百吉
同　佐々木祐治
同　涌谷重治
同　中井光藏
同　鳥飼秀誠
同　山根幸三
同　大西正三郎
同　山桝恒藏
同　小林正直
同　多田勇
同　福島トラエ
同　北岡禮子

同　三輪泰
同　野島祐四郎
同　米田房太郎
同　佐々木安市
同　松田昌造
同　岡本由治
同　涌谷良藏
同　岸本民
同　天野千代三
同　桐谷伸治
同　遠藤河津三
同　栗山正光
同　景森森太郎
同　牧田淳
同　作野美千代
同　萬田亞雄
同　岡田綠郎
同　瀧川一穗

同　渡部元
同　中西壯
同　角弘道
同　安田茂明
同　安次二郎
同　三宅亨
同　籔内定榮
同　都田實
同　中曾良逸
同　細田勇
同　潮馨覺
同　堀田昌俊
同　戸崎茂樹
同　岩崎文太郎
同　石原正孝
同　小谷德雄
同　小谷廣義
同　岸本龍彦

同　船越福平
同　須山肇
同　川上綾子
同　三原金藏
同　池田武久
同　武田六郎
同　佐伯清十郎
同　遠藤正陽
同　法橋亮壽
同　上村順太郎
同　佐伯貞
同　荒木磯次郎
同　亦木榮太郎
同　石原周雄
同　富田勇雄
同　西勝人
同　池田肇
同　松崎米市

昭和十八年度體力檢査國民體力管理齒科醫委囑

齒科醫師　林一彌
同　伊藤丈平
同　加藤良夫
同　秋山清治
同　岸亮
同　坂口晋一郎
同　河瀨外左
同　田中清吉
同　平林秀高
同　大坪正章
同　岡本治
同　森田嘉一郎
同　倉立正光
同　倉繁房吉
同　富谷正之輔
同　田中一夫
同　熊野千太郎

同　森本義雄
同　橋本正一
同　伊藤廣
同　平田增雄
同　矢田貝清治

◇鳥取縣告示第二百十七號

東伯郡上中山村耕地整理一人施行ノ件認可セリ

昭和十八年四月二十三日

鳥取縣知事　土肥米之

◇鳥取縣告示第二百十八號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ度量衡器計量器第一種取締左ノ通執行ス

昭和十八年四月二十三日

鳥取縣知事　土肥米之

檢査期日	器物提出時刻	檢査區域	檢査場所
昭和十八年五月　四日	自午前九時至午後三時	石見村	石見村　特設度量衡檢査場
同　五月　五日	同	福榮村	福榮村　同
同　五月　七日	同	日野上村	日野上村　同
同　五月　八日	同	多里村	多里村　同
同　五月　十日	同	山上村	山上村　同
同　五月　十一日	同	阿毘緣村	阿毘緣村　同
同　五月　十二日	同	大宮村	大宮村　同
同　五月　十三日	同	黑坂町	黑坂町　同
同　五月　十四日	同	日野村	日野村　同
同　五月　十五日十六日	自午前九時十六日ハ正午迄トス	根雨町	根雨町　同
同　五月　十七日	自午前九時至午後三時	神奈川村	神奈川村　同
同　五月　十八日	同	江尾村	江尾村　同
同　五月　十九日	同	日光村、米澤村	江尾村　同
同　五月　二十日二十一日	同	溝口町一	溝口町　同
同　五月二十二日	同	八鄕村	溝口町　同

同　五月二十三日	同	二部村	二部村　同

◇鳥取縣告示第二百十九號

左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十八年四月二十三日

鳥取縣知事　土　肥　米　之

一　埋立ノ免許ヲ受ケタル者
　米子市祇園町二丁目二百二番地
　株式會社米子造船所取締役社長　坂　口　平兵衞
一　埋立ノ場所
　米子市祇園町二丁目二四二番ヨリ二六八番ニ至ル地先海面
一　埋立ノ面積　貳町七反八畝六歩
一　埋立ノ目的　工場敷地造成
一　免許年月日　昭和十八年四月二十三日
一　工事着手及竣功期間
　免許ノ日ヨリ三十日以内ニ着手シ着手ノ日ヨリ百八十日以内ニ竣功

◇鳥取縣告示第二百二十號

健康保險法國民健康保險法並船員保險法ニ基ク保險醫トシテ左ノ醫師ヲ指定セリ

昭和十八年四月二十三日

鳥取縣知事　土　肥　米　之

專門科名	診療所所在地	氏名	指定年月日
內科	鳥取市東品治町一一八	山本太郎	昭和十八年四月二十一日

正誤

昭和十八年四月十六日付鳥取縣告示第百九十九號中六頁上段十五行目「六　檢査ニ關スル講話」ハ「六　檢査ニ關スル講習講話」、七頁下段十三行目「休暇」ハ「休暇」ノ執レモ誤

彙報

養蠶に一段の拍車を

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

蠶繊維は戰力增强の重要資源

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

近來農村に於ける桑園整理等の爲に、我が國產業の大宗であつた養蠶が追々悲觀的傾向にあることは極めて反省すべき事實である。即ち桑園整理は戰爭遂行の基幹たる國民食糧の國內確保の上から、やむを得ず食糧の作付け出來る田畑の桑を掘り上げて食糧增產をせねばならぬといふ現前の必要から行はれてゐる緊急措置であつて、決して養蠶業そのものがこの戰爭の爲に悲觀すべき立場におかれたものではないことを知らねばならぬ。

從前我が國の生糸は外國への輸出を目的として生產されてゐた爲、大東亞戰爭勃發前米國との經濟關係惡化に伴つてその消化關係に悲觀すべき點を生じたことは事實であつたが、我が國では既にこれに關し對策を樹立し、生糸は國內需要への重要資源として立替えられてゐるのであつて、今や我國の養蠶業は戰爭遂行の上に無くてならぬ緊急物資となつてゐる。即ち蠶繊維はその長くしたものは落下傘や砲彈袋、航空服その他軍需品として極めて大切なものであるし、短繊維は洋服地やメリヤス等から皮革代用のベルトや運輸用の齒車等が出來るまでに發展し、その用途は極めて廣範圍に至つてゐる。又副產物の蛹からはビタミンB2が多量に取れて、その悉くが戰力增强に關係の深いものとなつてゐて、養蠶は國家の要請する非常に重要な仕事となつたのである。

さらに今後は南方の占領地に對し、羊毛棉花に代るものとしてどし〳〵送る必要があり、南方から石油やゴム等を持つて來るのとの交易の上からも養蠶業の前途には着々新らしい使命が生れつゝある。今や農村は日本民族培養の基地として極めて重要であつて、政府はこれが爲日本人口の四割を農村に保有することゝし、南方からの安價な農產物が入つて農村の安定を損する惧れがあれば政府で買ひ上げるとか、又國內の工業化に當つても充分考慮する等、いろ

〳〵の措置を講じて、農村の保護に努力してゐるのであるが、かうした意味からの農村經營の合理化といふ點からいつても養蠶業はその大きな一環となるものである。かくの如く我が日本の養蠶業は實に洋々たる前途を有するものであつて、從來の弱點は全く一掃されてこゝに新らしい使命が加つてゐるのである。即ち戰力增强の國內資源として、南方輸出品として、又皇國農村確立の一環として養蠶業は今後益々發展せしめねばならぬ重要產業であることを自覺せねばならない。從つて桑園の問題についても現下の狀態としてもとより食糧生產に役立つ田畑はそれに提供せねばならぬけれども、さもない山畑等の開墾によつてその補給に努めねばならない次第である。政府は今回繭の値段を六十掛から七十五掛として十五掛の値上げを行ふことにしたのであるが、これもこの養蠶の重要性の爲に取つた政治の親心である。

今昨年の本縣繭生產狀況を見るに、春蠶は前年に比し飼育者數に於て一割六分二厘、掃立卵量二割八分六厘を減じ收繭高は四十四萬三千六百三十五貫で前年より三割四分九厘、前三ケ年平均より三割六分三厘を減少して居るのであつて、これは幾分昨春の晩霜による桑葉の減收見越等にもよると思はれるが、主な原因は前にもいふやうに國際情勢や桑園整理等による養蠶業への悲觀的氣構が影響して居ると思はれる。縣民各位はよく蠶糸業の現下の實情及び將來を直視し、來るべき春蠶掃立に當つてはかゝる悲觀的氣構を一掃して、政府の計畫產繭額達成に協力されるやう切望する次第である。

青少年團振勵運動

—四月二十九日天長節を中心に—

大東亞戰下の銃後を護る青少年團は啻に次代國民としての修養團体たるに止まらず、直に我が國內諸態勢强化の源泉であつて、產業戰士として農業に工業に重要生產に當ると共に特に又男子團員はやがて戰線に立つて、その第一線に活躍すべき重貴にあるのである。

今回青少年團入團式の全國一齊に擧行せられるのに關連して、全團員に對し鞏固なる團員意識を体得せしめると共

に、廣く國民各層に對しても青少年團に關する理解を深からしめる爲、四月二十九日の天長節を中心として青少年團振勵運動を展開し、以て決戰下に於ける青少年團運動を益々振興せしめることゝなつたが、その主なる行事は次の通りである。

即ち各青少年團に於て入團式の擧行と併行して

勤皇先賢烈士の顯彰行事

青少年常會の開催

青少年團振興協議會の開催

等の行事を實施するのであつて、入團式は關係各種團体代表者並に青少年團先輩列席の下に、定められたる式次第によつて行はれるが、右の行事については、勤皇先賢烈士の顯彰行事は鄉土より輩出する勤皇先賢烈士の事績を調査し其の遺烈を顯彰して團員をして鄉土の傳統を尊ばしめると共に、大東亞戰爭に於て護國の英靈となられた先輩に對し適切なる慰靈の方途を講じ、青少年常會の開催に當りては新入團員に對して青少年團に關する理解を深からしめるやう努め、特にこの際大日本青少年團綱領の唱和、大日本青少年團歌の充分なる練習をなし、又協議會に當りては關係各種團体代表者並に青少年團先輩等の參集を求めて、青少年團運動の振勵に關し協議することになつてゐる。

昭和十八年四月二十三日印刷
昭和十八年四月二十三日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行者　鳥取縣
鳥取縣鳥取市吉方町
印刷所（西鳥19）前田印刷所